

第3回 新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会 議事録

日時：令和5年11月29日（水曜）14：00～15：30

場所：新潟市役所本館 3階 対策室2・3

	<p>1. 開会</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様、お集まりいただいておりますので、定刻より少し早い時間ですが、ただ今より第3回新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会を開会します。本日はご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は新潟市都市交通政策課課長補佐の中澤と申します。よろしく申し上げます。 ・私からは次第1の進行をさせていただき、次第2からは会長に進行をお願いしたいと思います。座って進めさせていただきます。 ・はじめに、当会議でのお願い事項を3点申し上げます。 ・1点目、本日の会議は公開とさせていただきます。会議の記録は、後日、本市のホームページなどで公開しますのでご了承ください。 ・2点目、議事録作成のため、本会議を録音させていただきます。 ・3点目、本日の会議は、15時30分ごろの終了をめどに進行したいと考えています。遅くとも16時までには終了したいと思いますので、議事の円滑な進行にご協力くださいますようお願いいたします。 ・以上3点、よろしく申し上げます。 ・なお、委員の皆様には事前に郵送させていただいておりますが、資料の差し替えが2点あります。差し替え資料は、お手元にございます出席者名簿と座席表ですので、事前に郵送した資料と差し替えをお願いします。 ・あらためまして、本日の資料を確認させていただきます。次第、出席者名簿、座席表、資料1「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会資料」、資料2「促進地区区域・経路（案）」、別紙1「まち歩き点検の結果を踏まえた課題解決に向けた目指す方向性と基本理念」、別紙2「促進地区選定資料」、最後に参考資料1「まち歩き点検における意見とりまとめ」。以上が本日の資料になります。不足等はございませんか。会議の途中でも結構ですので、何かございましたら事務局にお声がけください。 ・それでは、開会にあたり、会長の西村先生から一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。西村先生、よろしく申し上げます。
<p>西村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様、こんにちは。新潟県立大学の人間生活学部子ども学科で准教授をしております西村愛と申します。私は、主に知的障がいがある人の支援の研究をしているのですが「誰もが安心して暮らせるまちづくり」というのも研究の一つのテーマです。今日は皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

<p>事務局</p> <p>西村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。次に本日の出席者についてですが、お手元の出席者名簿の皆様にご出席いただいております。出席者名簿にて委員の皆様のご紹介に代えさせていただきます。 ・ なお、名簿に記載している新潟市ハイヤータクシー協会の山崎様が本日出席する予定となっておりますが、急きょ、欠席となりましたのでよろしくお願ひします。 ・ 続きまして、事務局の紹介をいたします。新潟市都市政策部都市交通政策課課長の野坂でございます。本日、都市政策部長が欠席のため、部長の代理出席となります。同じく課長補佐の田中です。 ・ 同じく係長の川又です。同じく担当の橋本です。最後に、あらためまして課長補佐の中澤でございます。どうぞよろしくお願ひします。 ・ なお、本会議には新潟市移動等円滑化促進方針策定検討業務委託の受注者でございますエヌシーイー株式会社の2名も傍聴させていただきます。よろしくお願ひします。 ・ それでは、この後の議事進行については、西村会長よりお願ひしたいと思ひます。西村会長よろしくお願ひします。 ・ 皆様、どうぞよろしくお願ひします。本日は第3回目の協議会となりまして、先日開催したまち歩き点検の結果と、前回協議会において設定した促進地区の具体的な内容・方針について委員の皆様からご議論をお願ひしたいと思ひます。 ・ 次第2「まち歩き点検の結果について」と関連があります、次第3「まち歩き点検を踏まえた方向性・基本理念について」を事務局より説明をお願ひします。
	<p>2. まち歩き点検の結果について</p> <p>3. まち歩き点検を踏まえた方向性・基本理念について</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市交通政策課の橋本です。次第2「まち歩き点検の結果について」、次第3「まち歩き点検の結果を踏まえた方向性・基本理念について」を、お手元の資料1と別紙1、参考資料1を使って説明させていただきます。座って説明させていただきます。 ・ 資料1の2ページをご覧ください。まち歩き点検の目的と趣旨についてご説明します。新潟市移動等円滑化促進方針の策定にあたり、高齢者や障がい者に限らず、妊婦や子ども連れの方などからも、広く意見を集め計画に反映させていく必要があります。 ・ また、近年求められている心のバリアフリーへの理解醸成を図るためどのような対応を行うのが望ましいかについても意見を聞くことが必要となります。まち歩きは、実施にあたり、鉄道駅やバス停、道路などの状況を歩いたり、利用したりすることで、具体的な移動に関する問題点や課題について把握し、意見交換を行うことを目的として実施するものです。このまち歩き点検について、関係団体の方々からご協力いただきます。

して、先日、実施しました。

- ・ 3ページをご覧ください。ご覧のとおり、10月4日、5日の2日間にわたり、新潟万代地区と白山地区において、まち歩き点検を実施し、それぞれの意見交換会場にて意見交換を行いました。
- ・ 4ページをご覧ください。1日目の新潟万代地区です。新潟駅から総合福祉会館までの距離にして約1.5kmで、多くの方々が利用される万代地区や、新潟駅構内を通るルートを設定しました。新潟駅から東大通をとおり、ラブラ万代、万代シティバスセンターを経由し、意見交換会場である総合福祉会館までの点検を行いました。今回、新潟駅では、JR東日本からご協力いただき、駅構内についても点検させていただきました。
- ・ 5ページをご覧ください。2日目の白山地区です。白山駅から音楽文化会館までの距離にして約1.5キロで、りゅーとぴあや県民会館という施設があり、多くの方々が利用される白山公園を通るルートを設定しました。白山駅を出て、線路と併走する歩道を通り、陸上競技場と市役所駐車場の間を抜けて、白山公園の空中庭園園路を進み、意見交換会場である音楽文化会館までの点検を行いました。
- ・ 参考資料1をご覧ください。まち歩き点検でいただいたご意見について、新潟万代地区と白山地区、それぞれの点検した対象地区ごとにまとめた表です。参加者の皆様からさまざまなご意見をいただきました。昨年度実施した高齢者や障がい者団体からのヒアリング調査や、交通事業者へのアンケートでも出ていた意見と重複する意見は黒字で表示し、今回のまち歩き点検において、特に課題と感じられた新たに出た意見を赤字で表示しました。
- ・ 参加者の皆様からは、具体的な施設への指摘、課題はたくさん出ましたが、まち歩き点検を踏まえた課題をとりまとめるにあたり、バリアフリーの上位計画である本方針に載せるため、個別具体の課題ではなく、大きな視点での意見、課題をとりまとめ、追加・修正を行い、目指す方向性について修正を行いました。
- ・ 別紙1をご覧ください。まち歩き点検での意見を課題ごとに整理、赤字で追加した部分が修正箇所となります。「課題2 誰もが利用しやすい通路・施設として一部不十分」であることについて、段差の解消や視覚障がい者対応など、通路の快適性が求められており、「各施設管理者が特定事業を推進する必要がある」と修正を行いました。
- ・ また、「案内不足の解消や動線の連続性を確保する必要がある」、「点字ブロックや案内表示など、バリアフリー施設の老朽化が進行しており、施設設置・整備後の維持管理を継続する必要がある」、「建物の建築年数が古くバリアフリー化整備が遅れている」という点を追加しました。
- ・ 「課題5 心のバリアフリーに対する理解が不足」していることについては、「障がいがある方へ対応する立場に立った、実践的な教育や、周りの

	<p>サポートが求められる」、「経路上の障害物の放置対策や、緊急時の対応など、利用者に対する配慮が必要」という点を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 続いて、右側のこれらの課題を解決するための目指す方向性について、再度整理を行いました。目指す方向性1に関しては「誰もが快適で安全に利用できる移動空間の形成」と修正し、目指す方向性5として「心のバリアフリーへの意識の醸成とサポート環境づくり」と修正を行いました。 ・ これら5つの方向性をもとにして、取り組む基本理念は、ほぼ軌道修正がなかったことから、当初の案どおり「誰もが快適で安全に行動でき、安心して暮らせるまちづくり」としたいと思います。 ・ 次第2、次第3の説明は以上です。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。ここでいったん切らせていただいて、今ほどの説明についてご質問やご意見がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中村美香です。別紙1の目指す方向性5「心のバリアフリーへの意識の醸成サポート環境づくり」というのはとても重要なことだと思います。差別解消法で、来年の4月から事業者はすべて合理的配慮が義務化されるということですので、そういうことで事業者から先に入って、義務化されて合理的配慮について知る機会が増えていけると想像できます。したがって、市民への啓発や当事者自身が自らの障がいや、自分たちが動くにあたって困っていることなどをもっともっと周知していくことが必要になってくるのではないかという印象を持ちました。でも、目指す方向はこうしたことで結構だと思いますが、来年以降、全国区、たぶん、どこでもきつとこういう方向性が出てくると思うのです。新潟ならではの、新潟しかないというオリジナリティみたいな部分が少しあってもいいのかなと感じました。
西村会長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ほどの件について、事務局、いかがでしょうか。 ・ ご意見ありがとうございます。「新潟ならではの」の部分については、また個別の地区でどういう整備ができるかとか、そういうところに反映していきたいと考えています。
西村会長 小沢委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかに質問やご確認したいことはございますか。お願いします。 ・ 商工会議所の小沢と申します。今回の取り組み方針のところに書いてあるのですが、参考資料1を読んでいて、その中の「道路」のところに「点字ブロックが傷んでポロボロの箇所がある」とか、「エスコートゾーンがはがれている箇所がある」と書いてある。方針はもちろん大事なのですが、早急な対応も必要かと思しますので、その辺は、方針策定を待たず必要なことはすぐ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

<p>西村会長 中村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 ・ まち歩き点検の際はご意見が出なかったのだと思うのですが、例えば、多機能トイレに緊急ボタンがないというご意見があったのです。こうした聴覚障がいの方は、ボタンを押すことはできるけれども、実際に人が駆けつけてきたときに、それが分からない可能性が高いわけですね。音が聞こえないから。だから、羽田空港の個室ではフラッシュライトを天井に付けてあって、押すとフラッシュライトが点滅して、どなたが来るとそのフラッシュライトが消えるということで分かるということがあったりするのです。どうしても、聴覚障がいの方の困っていることとかが、あまり文字化されてきていないところがあるので、もう少し聴覚障がいの方からもご意見を再度伺っていただけるとありがたいと思いました。特に、私自身もそうなのですが、緊急ボタンを押すとどこにつながって誰が来るのかが分からないので。24時間使われるような場所も、どなたが来て、どういう対応をするのかというのが分からない。そうしたことについても周知していけるかたちで丁寧な対応を今後はされていくことも必要ではないかと思います。 ・ 子育て世代の親のトイレなども、トイレが2つないと、上下でないと駄目だとか、細かいところは規定がすでにありますけれども、そういうところで徹底されてつくられているところがまだ少ないので、今回のまち歩きの中では拾えなかった部分でも、いろいろ問題はあるわけなので。そうしたことも含めて、心のバリアフリーとともにハード整備の部分での困っていることを、もう一度聴き直ししていただくところがあってもいいかもしれないです。 ・ また幅広い障がいの方たちからも、一度はご意見を聞いていただけるような場が再度あると、お互いの困っていることを共有できるかなと思います。以上です。
<p>西村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。今日は新潟市ろうあ協会の理事長の柳さんは欠席されているので、代理で出席されている石川さん、何か、まち歩きで、今回参加はされていないのですけれども、実際に何か困っているとかご意見いただけますでしょうか。
<p>石川委員代理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご紹介いただいた新潟市ろうあ協会の理事長の代理で参加しております石川です。よろしくお願いします。 ・ 今のお話を聞いていると、初めて知ったことがありました。この周りにトイレがたくさんあるんだなということ。まず、その辺りから知らなかったということがあります。バス利用が多いので、歩いてみないとどこに何があるか分からない。実際に歩いてみたほうが、不便とかがよく分かってくると思いました。 ・ 実際、私は孫が生まれまして、お嫁さんと買い物に行ったりすると、赤ちゃんのおしめを取り替える場所を探すことが多いんです。すぐに、こ

西村会長	<p>こがおしめを取り替えられるトイレだと、分かりやすい案内表示があるとありがたいと思います。今はそれぐらいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほかにございますか。特になければ、時間も限られているので次に進みたいと思います。皆様、ご意見ありがとうございました。今ほどのご意見を踏まえて、計画の準備作業を進めてもらいたいと思います。 ・続いて次第4「促進地区の区域及び経路設定（中間報告）」に移ります。事務局より説明をお願いします。
	<p>4. 促進地区の区域及び経路設定（中間報告）</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて次第4「促進地区の区域及び経路設定」についてご説明します。7ページをご覧ください。第2回の協議会でもお示しした新潟市移動等円滑化促進方針の構成イメージです。1)から4)までの項目について、前回、第2回の協議会について内容をご議論いただきましたところ承らているところです。 ・本日、皆様からご議論いただきたい項目としては、オレンジ色の波線で囲ってある5)移動等円滑化促進地区と6)移動等円滑化促進に関する取り組み方針についてです。 ・8ページをご覧ください。説明に入る前に2点ほどご報告がございます。 ・1点目、地区の名称についてです。各地区において、前回お示しした地区名については、例えば、亀田や豊栄、新津といった合併前の地名を使用しておりました。現在、地名としてはない地区もあるため、それらの地区については、亀田駅周辺地区というように駅周辺を加えてご覧の地区名としました。 ・2点目、促進地区の区域及び生活関連経路を位置づけるにあたり、各区役所においても、区域や経路また、選定した13地区は区として適当な地区であるかについても検討しました。その中で、今回、東区から東区役所周辺地区の提案があり、この地区も含めて選定検討をし直したのでご報告いたします。 ・別紙2をご覧ください。黄色く着色した行が、今回選定検討を加えた東区役所周辺地区です。この地区は、東区のほぼ中心に位置しており、新潟駅からのバス路線である大形線のバス停が近傍に位置し、また区役所は区バスの始発バス停でもあります。各方面へのアクセスは良好な地区で、立地適正化計画においても都市機能誘導区域としてまちなかエリアに該当しています。 ・東区役所周辺地区についても、これまでの選定基準をもとに点数化をしました。生活関連施設の数や旅客施設であるバス停などの利用についても検討しましたが点数による評価は越後石山周辺地区のほうが高くなっております。これまで選定基準による点数評価と各区のバランスを考慮し、促進地区候補の中から各区1カ所を追加し13地区にて進めてきまし

た。検討の結果、これまでどおり選定基準に基づく選定方法や、区のバランスを考慮し、今回は当初どおり、越後石山駅周辺地区を東区の促進地区として選定したいと考えます。

- ・ただし、東区より提案いただいた区役所周辺地区については、必ずしも促進地区に選定しないというものではなく、今後、周辺のまちづくりの整備状況や、交通環境の変化など、さまざまな状況の変化を注視しながら、事前において促進地区に入れることも検討していきたいと考えています。
- ・9ページをご覧ください。促進地区の区域及び経路を設定するにあたり、生活関連施設や経路についての定義を定めました。資料2をご覧ください。資料2にある各地区の図面をご覧くださいながらご説明させていただきます。
- ・図面の中にある赤や緑の点が生活関連施設ですが、この生活関連施設にピンクの丸で囲っている主な生活関連施設についてです。旅客施設から通常徒歩で移動できる範囲にある生活関連施設で、バス停、商業、福祉、医療、公共施設、学校のうち、利用の多い施設と官公庁施設を市の基準として主な生活関連施設と位置づけました。国の基準ではエリア内で3以上の生活関連施設があることが要件となっています。
- ・続いて、オレンジ色の線で示した生活関連経路です。旅客施設から生活関連施設までのバリアフリーの優先度が高い経路で、道路の移動等円滑化ガイドラインに基づく整備を行う道路と位置づけます。
- ・次に青色の線で示した「その他の経路」です。現状の道路状況では、バリアフリー法に基づく歩道整備が困難で、生活関連経路として位置づけることはできませんが、整備を行うことが望ましい道路と位置づけます。これらの主な生活関連施設、生活関連経路、その他の経路を設定したものが資料2の13地区となります。この区域や経路の設定コンセプトについては、後ほどご説明させていただきます。
- ・資料1の9ページにお戻りください。促進地区で設定した経路については、計画策定後、道路管理者である区役所建設課などにおいて、整備、維持管理を担っていくものとなります。各区役所建設課としてのまちづくりの方向性や区の課題と整合させなければならないため、各区役所建設課で促進地区の区域や生活関連経路などが適当であるか、検討する方針としました。
- ・検討の前提条件です。生活関連経路については、国が定める明確な基準や要件がないため、本市では、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令や、道路の移動等円滑化ガイドライン等の基準に則した整備を目指すこととします。
- ・次に検討のポイントです。道路の移動等円滑化ガイドラインなどの基準

に則しているか、また、各区のまちづくりの方針に合致しているのか、選定した地区自体が適当かなどについて検討を行います。

- ・次に10ページをご覧ください。促進地区の区域及び経路について、それぞれの地区でのコンセプトを整理し設定を行いました。まずは共通の考え方についてです。既存地区の区域は、基本構想の区域をほぼそのまま引き継ぎます。既存地区においての生活関連経路は基本構想の主な経路、その他経路を引き継ぎます。特定道路に位置づけられている路線を経路として設定します。新規地区において、旅客施設を中心として主な生活関連施設までの経路を生活関連経路とします。生活関連経路を補完する経路をその他経路とします。生活関連経路やその他の経路を設定した上で、生活関連施設や経路の連続性などに配慮し区域を設定します。
- ・続きまして、既存基本構想地区についての考え方です。基本構想の内容から主な修正点について記載したものです。新潟万代地区についてです。既存の基本構想策定時から、新潟鳥屋野線の道路整備の移動性を考慮し、経路の連続性、利便性なども考慮し、その他の経路として設定しました。
- ・次に万代島地区についてです。こちらは既存基本構想策定時にはなかったピア万代が立地したため区域及び経路を一部変更しております。
- ・次に、白山駅周辺地区についてです。白山公園園路は、既存基本構想策定時から整備により経路が変わっているため修正したことと、白山駅から主な生活関連施設である県立がんセンターへの経路がなかったため追加しております。
- ・次に、寺尾駅周辺地区についてです。生活関連施設である西区役所を区域に含めるため区域を一部変更しております。
- ・内野地区については、特に修正はございませんでしたので、既存基本構想と同様の設定としました。
- ・次に亀田駅周辺地区についてです。基本構想策定時には新潟明訓高校などがまだ立地していなかったことから区域に含めるため一部変更しました。また、江南高等特別支援学校への経路をその他経路に設定しています。また、県道新潟新津線の経路は一部変更しているため修正しました。
- ・続いて、新規設定地区についての考え方についてご説明します。豊栄駅周辺地区についてです。豊栄駅を中心として豊栄病院方面へ延びる経路と、北区役所や文化会館など公共施設が集積している地区へ向かう幹線を生活関連経路に設定しました。
- ・次に越後石山駅周辺地区についてです。越後石山駅から石山地区公民館へのバリアフリー整備の実現可能性がほかのルートより高く、歩道のあるルートをその他経路に設定しました。
- ・次に古町本町地区についてです。万代橋から古町まで、古町から市役所・白山公園までを生活関連経路に設定し、それらの経路を補完するかたちでその他経路を設定しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・次に、新津駅周辺地区です。新津駅の駅前から商店街への経路を生活関連経路に設定しました。また、主な生活関連施設である新津図書館への経路は、現状の道路状況からはバリアフリー整備が難しいため、その他経路として設定しました。 ・次に南区役所周辺地区です。能登バス停を主な旅客施設として、南区役所までの経路と、白根中心部へ向かう経路をその他経路として設定しました。 ・次に新潟大学前駅周辺地区についてです。新潟大学前駅から新潟大学へ向かう経路を設定しました。駅から北側は、住宅街となっており、幅員も歩道の確保が難しいことや、南側も勾配が基準を満たすことが困難であることから、その他経路に設定しました。エレベーターはピンポイントで生活関連経路として設定しました。 ・最後に巻駅周辺地区についてです。巻駅を中心として西蒲区役所、巻地区文化会館、新潟西蒲メディカル病院へと結ぶ経路を設定しました。こちらも、幅員の確保等、現状の道路状況からはバリアフリー整備が難しいため、その他経路として設定しました。 <p>以上が各地区の設定の考え方となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11 ページをご覧ください。今ほどご説明させていただいた促進地区の区域及び経路について、区役所建設課にて検討を行い、現在、この区分において、事業化を見据え、バリアフリー化が現実的な経路かを判断する作業を鋭意進めております。来月の12月15日までに、それらの区域や経路を確定させ、事務局案を設定したいと考えています。今回、中間報告となりますが、促進地区の区域及び経路の考え方やコンセプトについて、ご意見をいただき、それを踏まえて事務局案が決定しましたら、委員の皆様へお示ししたいと考えております。 ・資料の下段にあるとおり、12月中旬から1月上旬にかけて、書面に代えて協議会を開催させていただきたいと考えています。 ・次第4の説明は以上です。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、促進地区の区域及び経路の考え方やコンセプトについて何かご質問がございましたら賜りたいと思います。いかがでしょうか。ご質問だけではなくてご意見などでも構いませんが。
小沢委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の番号14番の古町・本町地区の路線地図なのですが。左上の、囲みの下段に「萬代橋上の点字誘導ブロックについては設置しないこととする」と書いてあります。それについて読めば理由はなるほどと思うのですが、こういうことは非常に大事なことです。書いていますけれども、公表するときにちゃんと書いたほうがいいですね。こういう理由で設置しないと。理由は納得できますのでね。

<p>西村会長 中村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。副会長の中村さん、何かございますか。 ・最初は、確かに駅からという枠があるので、どうなのかとと思っていたのですが。例えば、よつば学園の前の道路とか、かなり歩くのに不便なところがあるんですけども。新潟大学前駅の付近とか。そうしたものが、ちょっと枠から離れてしまうので当たらないというような部分もあるかと思うのです。そうしたものについてはどのように考えていくかというのは、検討材料としてあってもいいのかなと思いました。 ・もう一つですが、確かにバリアフリーというのは大事なんですけど、それとまちとどういうふうに繋がっていくのかという点がすごく大事で。私はミズベリングとも関係があるために、そもそも水辺とうまくつながっていくのかなとか、そういうところを見てしまいます。にぎわいとか、そういうところもかかわる。まちづくりとしては高度化されていくというイメージがあったので。そういう部分はどうかというものが、この資料だとよく分からないので、そのあたりも少しご説明いただけるとありがたいと思いました。 ・歩いていて楽しいのかなとか、ほかの市民の方から、障がいの方がいるというのが見て分るとか、交流ができるとか、お店の人と話ができるとか。そういうイメージもあっていいと思うんですけど。割合と、数字的に寄って行って、だいたいこんなところが経路になるよねというような、今は考え方を整理している部分なので、それでいいのかもしれないですけども。ちょっと寂しいような気がすると思ってはいました。 ・特に白山駅のときに川のほうの経路を、生活関連経路として歩いて点検しましたけれども、実際、こっちに障がいのある方が歩くのだろうかということも含めて。そして、今、このエリアは再開発というか、市役所分館がなくなった後、どういうまちになろうとしていくかという検討もあろうかと思えます。そういう意味でも、余白は必要なのかな、だから、決めつけないでおこうかということなのかもしれないかもしれませんけれども。どうなんだろうかという気がしました。すみません、若干感想みたいなかたちになりました。以上です。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。商工会議所さんからのご意見、中村さんからのご意見、いずれもおそらく資料においては堅いというか、そういう感じだと思うんですね。萬代橋の話もそうですけど写真とかにぎわいの雰囲気みたいなものも、細かいところまで伝えられるかどうかというのはテクニックの話だと思いますが、分かりやすいかたちにするためには、写真を入れる、あるいはゾーンとしては、こうしたものが一過性のもではなくて、長い時間やっているイベントやこういったものも入れられるような表現を工夫してみたいと思います。ありがとうございました。
<p>西村会長 小林委員代理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お願いします。 ・新潟市の道路計画課の小林と申します。今の本題と若干違うのですが、

<p>事務局</p> <p>西村会長</p>	<p>資料1の9ページ、下のオレンジ色の四角で「区建設課における確認検討事項」の次の「前提」の2つ目の項目で「生活関連経路として国が定める明確な基準や要件はない」と表現されています。この基準というのが、すぐ次の行の、道路の移動等円滑化ガイドラインがこの基準に該当するのではないかと考えています。そのように考えていますので、よろしければご確認をお願いします。以上です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。そちらの点についてはこちらで確認したいと思います。 ・そのほかございませんか。以上で次第4「新地区の区域及び経路設定中間報告」の議事を終了します。 ・続きまして次第5「移動等円滑化にかかわる取り組み方針について」に移ります。事務局より説明をお願いします。
	<p>5. 移動等円滑化促進に関する取り組み方針について</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・続きまして12ページをご覧ください。移動等円滑化に関する取り組みについてです。これまで移動等円滑化における目指す方向性についてお示ししましたけれども、5本の目指す方向性について具体的にどのような取り組みを行っていくのか、その視点・ねらいについて整理を行いました。 ・目指す方向性の1「視点・ねらい」として、建物や道路など、施設を新設改良や維持管理を行う際に、取り組むバリアフリー化の推進。 ・方向性2として、傾斜・急傾斜地などの地形や冬期間などの気候、地域の特性を考慮したバリアフリー化の推進。 ・方向性3として、官民協力による相互連携のもと行う連続的・一体的なバリアフリー化の推進。 ・方向性4として最新のICTの導入を踏まえたバリアフリーの検討。 ・方向性5として心のバリアフリーへの理解を深める取り組みの推進。 ・これらの項目を「視点・ねらい」として、各生活関連施設や生活関連経路へのバリアフリー化の方針を次のページに決めました。 ・13ページをご覧ください。全市的な施設・経路のバリアフリー化方針です。まず、生活関連施設のバリアフリー化についてです。各施設管理者や施設設置者は、施設の新設、改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関と情報共有を図りながら整備を進めていきます。例としてバスが正着できるためのバリアレス縁石や上屋、建築物などの施設、車両などのバリアフリー化について、整備更新の際に配慮することとします。 ・各施設管理者には、施設内の対応のみならず、外部とのバリアフリー化が連続していることは利用者にとってより効果的であることに留意し、接続する生活関連経路や隣接する生活関連施設の各施設管理者と相互連携を図りながら、連続的・立体的な整備を進めていきます。

- ・施設内では、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入を検討していきます。また、障がい者や高齢者、妊婦などの、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ声をかけやすい雰囲気、環境をつくることについて検討していきます。
- ・各施設管理者は、上記内容を含めた特定事業を定め、事業の推進を図ります。本市は各施設管理者に対して上記内容を含めた本方針に対する理解・協力を求めるとともに、相互連携を図りながら推進していきます。
- ・14ページをご覧ください。次に生活関連経路のバリアフリー化についてです。各施設管理者は施設の新設・改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関との情報共有を図りながら整備を進めていきます。
- ・例としては、道路や公園の園路などです。各施設管理者は気候の特性に対応することや丘陵地で勾配がある箇所などの地域の状況を考慮し、バリアフリー化を図っていきます。
- ・上下移動に必要な施設や道路、交差点といった施設整備に関して、地域の状況を踏まえた上で、優先度を考慮しながらバリアフリー化を進めていきます。
- ・生活関連施設と生活関連経路のバリアフリー化が連続していることは利用者にとってより効果的であることに留意し、生活関連施設の各施設管理者と相互連携を図りながら連続的・立体的な整備を進めていきます。
- ・施設管理者、生活関連経路内において、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入を検討していきます。
- ・各施設管理者は特定事業を定め事業の推進を図ります。
- ・本市は各施設管理者に対して上記内容を含めた本方針に対する理解・協力を求めるとともに、相互連携を図りながら推進していきます。
- ・続いて15ページをご覧ください。全市的なソフト面のバリアフリーの取り組み方針です。本方針では、全市においてバリアフリー化を展開していくにあたり、施設整備などによるハード面整備を進めるだけでなく、高齢者、障がい者など困っている人に対する意識の醸成や、各関係機関のバリアフリー情報の共有などソフト面でのバリアフリー化も推進していきます。
- ・また平時に加えて、災害発生時やイベント開催時など、一時的・短期的なバリアフリーへの対応も配慮していきます。
- ・これらのソフト面におけるバリアフリー化に関して、以下の4つの項目について取り組んでいきます。
- ・1つ目、心のバリアフリー化です。高齢者、障がい者をはじめ、困っている人がいたら声をかける意識の醸成や見て見ぬ振りなどの無関心とならないような意識を高めます。
- ・2つ目、バリアフリー情報の共有です。地域のバリアフリーの情報をバ

	<p>リアフリーマップなどのツールを活用して、積極的に収集・発信するとともに、障がい者や高齢者などへの情報の共有化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つ目、施設整備を契機としたバリアフリー化です。施設整備や更新を行うのに際して届出制度により経路や施設のバリアフリー化をする機会と捉え、各施設管理者同士が情報を共有し、一体となってバリアフリー化を推進します。 ・ 4つ目に、一時的・短期的なバリアフリーへの対応です。災害発生時において避難所を開設する際や、イベントなどの開催時において、一時的・短期的な場面においても施設のレイアウトや動線など、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに障がい者や高齢者への誘導や対応に努めます。 ・ ご説明したこれらの内容を全市的な取り組み方針としてマスタープランに定めるとともに、移動等円滑化促進地区の具体的な区域や経路を示していきますが、各促進地区における地区別のバリアフリー化の方針についても、地区の特性や課題などを踏まえ、今後、区役所と協議をしながら進め、皆様へお示ししていきたいと考えています。 ・ 次第5の説明は以上になります。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。今ほどの事務局からの説明について何かご意見、ご質問などがあれば賜りたいと思います。いかがでしょうか。
関川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっとよろしいですか。視覚障害者協会の関川です。お世話になっております。今の取り組み方針の案、説明の内容は分かったのですが、語尾のところになりました。方針の中に、いくつか、例えば13ページのところの丸の3つ目、4つ目です。「新しい技術の導入を検討していきます」とか「雰囲気をつくることを検討していきます」と書いてあります。少し言葉が弱い気がします。 ・ われわれのところだけか分かりませんが、方針をつくる時は、進めていくという意味合いを言葉に取り込みます。例えば、醸成するとか、推進するとか、進めるとか、はっきりまだ情報を分析していないのであれば、研究するとか、そういう言葉に直していただければ、もっと方針らしくなるのではないかという感想です。以上です。 ・ そのほかにも、次の14ページにも、「検討していきます」という言葉がありますが、なぜこの検討という言葉を使ったのかをお聞かせいただいで、もう少しはっきりと言える言葉に変えられるのであれば希望としてお願いしたいと。以上です。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ほどのご意見、移動等円滑化に関する取り組み方針の中の、一部の文言の中に「進めていく」ではなくて「導入を検討する」であるとか、「雰囲気をつくることを検討する」という言葉でしたけれども。事務局、これはもう取り組むことを前提に言葉を書かれたということでもいいでしょ

事務局	<p>うか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今ほどのご意見ありがとうございます。この「検討」の部分ですが、全市的に取り組み方針として、まだ具体的にどのようなものを入れていくのかが明確に定まっていない状態で、このように少しトーンを落とした書き方にしています。導入に向けて前向きに考えていくという意味合いで、こういう表現をしているところです。以上です。
西村会長 関川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関川委員、いかがでしょうか。 ・ できれば、もう少しはっきりと、さっき言ったように研究するとか、醸成するとか、別の言葉のほうが、それを受ける側の印象としては、今、係長さんがおっしゃったような受け止め方ができるのですが。これだと、今一生懸命、方針を検討しているのが、まだ続いているような気がしまして。申し訳ない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。表現方法についてはまた考えさせていただきたいと思います。
西村会長 中村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにご意見やご質問はございますか。 ・ 方針案については、なるほど、という感じなのですが、あまりイメージが湧かないところが多くて、つかみどころがないというのが率直なところでは。 ・ 例えば、今、ICTの新しい技術とありますが、例えば、どういうことを検討しようとしているのだろうかということを、少し、この場では説明が欲しいと思います。結局、何をやるんでしょうか、という感じがします。 ・ それと15ページの青い囲みの2つめのポチで「平時に加えて災害発生時やイベント開催時」というところの「一時的・短期的なバリアフリーへの対応へも配慮していきます」とあるのですが、これは開催される側が合理的配慮は義務化されるので、ここは表現として「配慮します」というかたちに変えないといけないのではないかと思います。 ・ 黄色い文字の一番最後のところも、異常気象ということで、海面上昇とかもありますし、今年の夏のように非常に気温が上がっていくということもあるわけです。そうしたことも含めて、基本的に障がい者の防災をどうするか。まちにいるときの防災をどうするかについては、ぜひとも触れておいてほしい。これから先、10年、20年を考えると、ぜひともここは今、きちんと文言として残しておかなければいけないところではないかなと思います。 ・ それと、こうしたところに写真が出てきたりしますけれども、具体的に例みたいなものが少しあると非常に分かりやすくなるので、ぜひ、実際のところには書き込みをするなり、写真を入れるなり図表等で表すなどをしていく必要があるという気がしました。 ・ できれば、ICTはどのようなことを検討しているかなども今、教えて

<p>事務局</p>	<p>いただきたいと思います。また、ここにはないのですが次世代型の車いす等の新しい乗り物と、歩道と道路との兼ね合いについては、どんなふうに検討しているのかという部分も、最初の部分に、実は大きくあるべきではないかなと思いました。その辺りのお考えも、できればお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見ありがとうございました。ICTの部分ですが、具体的にどんなものなのかについては、いわゆる目の不自由な方が、交差点を渡るときにご自身が持たれているスマートフォンとかと信号機が連動するようなものだったり、そんなものが街の中に配置することができるかという検討を今、行っている段階であります。 ・ 具体的な整備の方針みたいなものは、次のステップで作成する基本構想の中で書いていくべきものだとして認識しています。まずは、このマスタープランの中では、わりと緩やかな表現になっているというのはご理解いただければと思います。
<p>中村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは重々分かるんですけど。皆様方が、それを共有できているかどうかちょっと不安だったので。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりました。ありがとうございます。その次に、次世代型の車いすの話がありました。次世代型の車いすの普及に関してと、まちとのつながりの部分ですが、やはり次世代型の車いすを使われたときの、必ず押さえなければいけないポイントとしては幅員だと思っています。道路の、歩道の部分でそれなりの幅員がないと結局通れないので、そういったところはしっかりやっていく必要があると考えています。そういうところを見据えながら経路の設定をして、整備を促進していきたいと考えています。 ・ そのほか、写真があつたり図があつたり、具体的に分かりやすいような計画の構成等については、これから工夫してやっていきたいと考えています。ご意見ありがとうございました。
<p>西村会長 小林委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにご意見、ご質問はございますか。お願いします。 ・ 新潟市社会福祉協議会の小林です。13ページのところで各施設管理者という文言が出てきたと思います。13ページのところで、急に、バリアフリー化が各施設管理者の責任のようなかたちに受けまして、最後の丸のところで、「理解・協力を求めて相互連携を図りながら推進していきます」という言葉があるのですが。 ・ この文面を見ると、あくまで施設管理者がやらなくてはいけないことのように。やらなくてはいけないのですが、そこは市が全面的にバックアップするという考えでいいのか。また、何かバリアフリー化をするにしても費用が掛かってくると思うので、そのときに掛かる費用の相談ができるのか、一緒にやっていくというところは、この中で読み取れるのは分かるのですが、その理解や協力を拒否するではないのですが、なかなか

<p>事務局</p>	<p>理解を得られずに「この施設はバリアフリー化しません」と拒否された場合にどうしていくのかというところまでお考えがあれば、聞かせていただきたいと思いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、13 ページで「各施設管理者は」とか「施設の設置者は」とさせてもらったのは、具体的に誰がやるのかというのを明確にしたかったからです。具体的には、いわゆるバリアフリーを進めていくにあたって、例えば、道路や建築物、オプションの部分を含めていろいろあると思います。それぞれの管理者が、それぞれの責任の中でバリアフリー化していくことで、まちの全体としてのバリアフリー化がなされていくのだろうと考えています。 ・そこを拒否する、これは特に絶対守らなければいけないという計画でもありませんので。新潟市として、こういう取り組み方針を示している中で、賛同していただける部分についてはどんどんやっていただきたいと考えています。 ・費用の面についてですが、例えば道路のバリアフリー化を進めるにあたって、国の交付金の活用とか、そういう部分についてはそれぞれの管理者が制度を活用しながら進めていってもらえたらと考えています。以上です。
<p>小林委員 西村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 ・ほかにいかがでしょうか。私、会長ですが、確認があるのでよろしいでしょうか。15 ページのところに「全市的なソフト面のバリアフリーの取り組み」について、高齢者や障がいのある方や妊婦の方や小さいお子さんを連れた方など、何か支援の必要な方には、ハード面を推し進めるだけではなくて、車の両輪のような感じでソフト面でのバリアフリーもとても大事だと思っています。 ・私は職業柄、教員をしているところから、学生にもこういう取り組みを、教育ですが、推し進めていこうかなと考えているのですが。今時点で構わないので、心のバリアフリー化とか、バリアフリー情報の共有、施設整備を契機としたバリアフリー化、一時的・短期的なバリアフリーへの対応というのは、どこが中心となってこれを進めていくのか。ハード面であると、どこがやるというのはわかりかし明確なのですが、ソフト面に対しては、わりと役割を押し付け合ったり、何か冊子をつくっただけとか。 ・ちょっと言い方はきついのですが、私が関わっているある区では、高齢者の方、認知症の方が徘徊されて迷子になったときのQRコードを読み取ったらどこにいますというシールをつくって高齢者の方の持ち物、いつも持っている鞆や杖に貼っています。そういう、ピッとやれば、QRコードを読み取れば連絡が行くというものをつくったところがあるのですが、なかなか活用されていない。そもそもQRコードを付けた人が迷

事務局	<p>子になっているのかお散歩をしているのか見極めができないから、それが活用されないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そういうソフト面のバリアフリーの取り組みというのは、どこが核となって、中心となって音頭を取って回していくのか。どこの部署と情報を共有していくのかというのが、とても大事になるかと思うのです。今時点で、ここと連携をしながらというのがあれば、お聞かせ願いたいと思います。 ・ご質問ありがとうございます。今、現時点でどこの部署がという決めはありませんけれども、最初に、スタートを切るときにお話をしていた部分では、心のバリアフリーの部分は福祉部局にお願いしたいという話をさせていただいておりました。福祉部局が中心となりながら、教育委員会とか、そういうところとコラボ、連携して、進めていくべきもののかなと考えているところです。 ・バリアフリーの情報の共有の部分は、今思い描いているのは、バリアフリーマップのようなものを想定しています。その部分も具体的にどこがという合意が得られていないところですが。例えば新潟県でやられているバリアフリーマップの作成部署は、福祉部局でやられています。その辺も加味しながらやっていけたらと思います。 ・続いて、施設整備を契機としたバリアフリー化の部分です。これはいわゆる届出制度のことを想定しています。経路に面する民間事業者が自分たちの土地の改修であったり、広場の改修など、道路に接する部分の改修を行うときに行政側に連絡を入れるという届出制度です。 ・それをすることによって、道路と隣地部分の点字ブロックが同時期に整備されるとか、そういうところを狙っています。その部分については、いわゆる建物の改修部分になるので、建築部さんとかにお願いできたらと考えています。 ・最後の一時的・短期的なというところは、今どこというところはありません。例えば、避難所だったら、その避難所の担当の部署が実施主体。よくあるのが、選挙会場だったり。そういうところはそれぞれの担当部署に実施してもらいたいと思っています。以上です。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。ソフト面のバリアフリーが進めば、だいぶ、障がいのある方や高齢の方は移動がしやすくなるのかなと思います。こういう市で取り組む場合、誰がやるのだとなることが多いと聞いていたので確認させていただきました。そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。
関川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のトーンの中で、われわれ、私ども、目の障がい者の当事者団体ですが、先ほどもほかの委員さんから出ていたとおり、合理的配慮をどう進めるか。確か、平成28年にできてから努力目標が、官のほうで義務になって、来年4月から民に移っていくという流れが、どうもいろんな

<p>事務局 関川委員</p> <p>事務局 西村会長 中村委員</p>	<p>施策に入っていない。私どもも、いろんな首長さんに文書でお願いしているところですよ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、だいたい福祉関係とか、交通事業体、いわゆるJRさんとか。JRさんとも先週、お話し合いをしたのですけれども。そこに、今、西村先生がおっしゃったように、ハードとソフト、両方出てきます。かといって、例示をきちっと示している段階ではございません。作業の団体さんの事情もあって、全部義務づけられても、例えば道路管理者ではなく施設管理者といってもお金のことがあったり、いろいろとできないところもある。そこは、困難ではあるけれども話し合いながら行きましようということで、できるところから個別具体的にやるということで、今進めております。 ・ いろいろ言いましたが、要はそういう合理的配慮は法律でも定まっております。それから新潟市さんは、条例で差別を解消していきましよう、正式な名前は忘れましたが、条例も全国に先駆けてつくっているにもかかわらず、今回の取り組み方針に「合理的配慮」という言葉が全然出てきません。ずっと見ましたが1つもない。これは何かどこかに、何か頭のほうだと思いますが、入れ込むとか、ハードとソフトと両方入れて進んでいくというコミットメントではありませんが、宣言みたいなものがどこかにあると私どもは安心するなと思います。 ・ 先ほどから、この文書のあたりで気になったことばかりお話しして大変失礼しました。以上です。要望いたします。 ・ 合理的配慮という言葉を入れてほしいということですか。 ・ そういう言葉も入って当然だと思います。例えばスロープです。お店のスロープもこれから義務づけられていくと思います。よくご存じで釈迦に説法かもしれませんが、民間にもスロープがないところは義務づけられていきますので、いくらお金がないと言ってもスロープは付けていただかなければならなくなります。そういう法律の流れのところをくみ取ったものを、政令指定都市の新潟市さんが書くわけですから、そういう言葉を入れてほしいと。そういうことです。 ・ 分かりました。表現方法についてはまた考えてみます。 ・ ありがとうございます。何かございますか。 ・ バリアフリーの情報の共有で、バリアフリーマップを描いているというお話がありました。これも、どこがやるかというのがきっと問題になると思います。これからの時代、人が少なくなっていく中で、もっと部局横断的なかたちで、例えば、この情報の共有などは観光部局でやると全然違ってくるはずなのです。観光、交通局がやってくると、新潟に障がい者の全国大会をするというときに、情報としてすぐ分かる。経路が見えてくるとか、そういうメリットがすごくあるわけです。 ・ こういうものをつくっていくのはいいのだけれども、どういうことが新
--	--

<p>事務局 西村会長</p>	<p>潟市にとってよくなっていくことなんだろうという、やはりお金に替わること。最終的に企業ができることとか、にぎわいが創出できるところもつなげていけるかたちで考えていかないと、これはうまくないのではないだろうかと思うのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までは福祉部局がやっていたけれども、最終的に福祉部局に取りまとめてもらってもいいけれども、これまであまり関わりが薄かったところと組んでみると、違うマップになったりするのではないかと思います。警察さんもいらっしゃるので、エスコートラインはどこに引いてあるよとか、長くする信号機はここに付いているよとか、そういう話まで文字どおり情報が集められてくるというのであれば、すごく有効的なソフトになると思うのです。 ・今、きっとそこまで、欲しいという時代になっていて、これから先も、もっと出てくる可能性はあると思いますけど、もしかしたら民間事業者がこういうのをやってくるというのがあるかもしれません。 ・いずれにしても、これまでの、従来通りの枠組みでやるというイメージがどうしても伝わってくるんです。そうではなくて、1つ取り崩して、新しく違うかたちで新潟市もステップアップしていくよというような。今の書きぶりだと後退している感じに見えて、前進している感じに受け止められないところがあります。たぶん、皆さんもお感じになっていると思うのですけれども。そういうところをぜひ、ご配慮いただいて少し考えていくことも必要なのではないかと感じます。 ・ご意見ありがとうございました。 ・では、時間も限られていますので、次第5「移動等円滑化取組方針について」の議事を終了いたします。 ・最後に次第6「その他」に移ります。「移動等円滑化促進方針の今後の策定スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。
	<p>6. その他</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進方針の今後の予定についてご説明します。16ページをご覧ください。12月下旬に第4回協議会の開催についてです。先ほどご説明したとおり、促進地区の区域及び経路について、事務局案を12月中旬には確定します。この事務局案について、皆様に確認していただき、ご意見をいただきたいと考えています。策定スケジュールの期間も短く、また年末年始のお忙しい時期となりますので、書面による開催とさせていただきます。 ・次に第5回の協議会の開催についてです。第5回の協議会は年明け2月中旬を予定しています。そこで章立ての残りの部分を含め、計画素案の報告をしたいと考えています。

<p>西村会長</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続いて令和6年3月から4月にかけて、素案の作成とパブリックコメントの準備及び実施、6月ごろに最後の協議会となる第6回協議会を開催し、パブリックコメントの内容について報告させていただき8月をめどに公表する予定としております。 ・ 次第6の説明は以上です。 ・ ありがとうございました。次に委員の皆様から本日の会議に関係する事項や、それ以外でも構いませんので何かご意見等がございましたらお願いいたします。何かございませんか。 ・ 特にないようでしたら、以上をもちまして議事を終了いたします。進行を事務局へお返しします。 ・ ありがとうございました。 ・ 以上をもちまして第3回新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。 <p>(終了)</p>
------------------------	---